

屋外広告物の安全確保について

● 広告物は適切に設置・管理してください

最初は美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からは分からなくても、詳しく点検してみるとひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、姫路市屋外広告物条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、広告物の管理者等を設置し、広告物を適切に設置・管理していただきますようお願いいたします。

● 広告物は常に良好な状態に保持してください

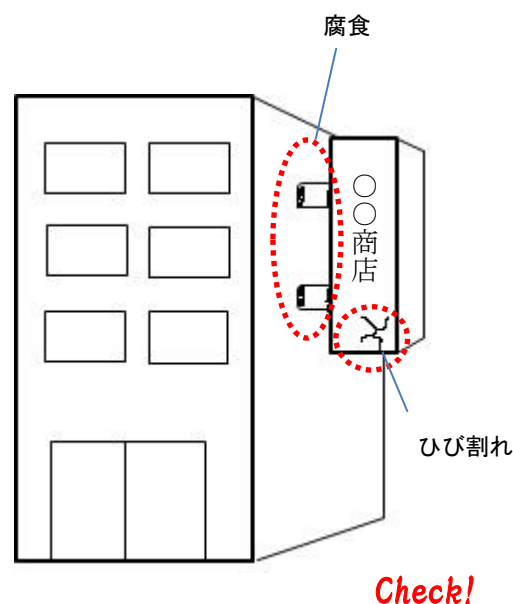
広告主（広告物の設置者）及び管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な管理を行う義務（管理義務）が課されています。

特に、建築物の中高層部に設置する広告物については、強風等により落下すると、甚大な被害を引き起こすおそれがあることから、姫路市屋外広告物条例を遵守、実効性のある安全点検を行うとともに、日頃から施設の安全管理に十分ご留意いただき、広告物を常に良好な状態に保持していただきますようお願いいたします。

● 安全点検の実施をお願いします

安全点検は定期的に、その広告物の状態に見合った方法で行い、実施した結果、異常が認められた場合は、速やかに改善の処置を行っていただきますようお願いいたします。

また、広告主は、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下などのおそれがあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を行うとともに、一層の安全管理に努めていただきますようお願いいたします。



平成 28 年 9 月 作成

姫路市都市局まちづくり部
まちづくり指導課都市景観指導室
TEL:079-221-2541 FAX:079-221-2757
E-mail: keikan@city.himeji.hyogo.jp